

蕨市住宅リフォーム助成金申し込みのご案内

市民のかたが、市内の施行業者に工事を発注して、現在お住まいの住宅を改修される場合、その費用の一部を市で助成いたします。

申し込みの資格(次の要件を全て満たす者)

- ① 蕨市に住民登録がある者。
- ② 補助の対象となる個人住宅の所有者であり、その住宅に居住している者。
ただし市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、居住者を所有者として取り扱うことができます(例 別居の親が所有している建物に子が居住している場合など)。
- ③ 市税及び国民健康保険税を滞納していない者。
- ④ 対象となる改修工事について、市が実施する他の補助金を受けていない者。

助成対象住宅

- ① 自己居住用の住宅。マンション等の集合住宅の場合は専用部分。
- ② 併用住宅については、住居部分のみ。

助成対象改修工事

- ① 市内に事業所を有する施行業者で行う、工事費10万円以上(消費税抜き)の工事であること。
- ② 助成金の交付決定後に着工すること。
- ③ 令和8年2月末日までに完了し、完了実績報告書を市へ提出できること。

助成金の申請は、1つの建物につき1回限りとなります。
(過去に住宅リフォーム助成金の交付を受けた方は、申請できません)

助成金の額

対象工事費(消費税抜き)の5%で、最高限度額10万円(千円未満は切捨て)

受付期間

令和7年4月1日(火)から受付を開始します。

※申請額が予算額に達した場合、申請受付は終了となります。

※必ず工事着工の2週間前までには申請をお願いします。

申し込み方法

- ① 助成申請書は蕨市役所3階の商工観光課窓口に直接提出してください。
郵送、FAX、メールでの申し込みはできません。
- ② 本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、委任状が必要です
- ③ 申請書類等は、商工観光課窓口またはホームページで入手できます

問い合わせ先 市民生活部 商工観光課 Tel 048-433-7750 (直通)